

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月28日認可した。

令和7年11月4日

香川県知事 池田 豊人

土地改良区名	土地改良事業名
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山下地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高須地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下谷地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石舟池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘赤池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）相生下地区